

愛南町防災休憩施設計画検討会規約

(名称)

第1条 愛南町防災休憩施設計画検討会（以下「検討会」という。）と称する。

(目的)

第2条 検討会は、南海トラフ地震による甚大な被害が想定される愛南町において、災害に強いまちづくりの実現のため、御荘地区へ、災害発生直後からの迅速かつ円滑な支援部隊の進出や、地域交流機能などを併せ持った、防災休憩施設（以下「施設」という。）の整備に関する検討を行うことを目的とする。

(構成)

第3条 検討会は別表に掲げる者で組織し、町長が委嘱し、又は任命する。

- 2 前項の委員の委嘱又は任命について、口頭による委嘱又は任命の通知をもって、当該委員を委嘱し、又は任命したものとみなすことができる。
- 3 検討会は、別表に掲げる委員長を置く。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、特定の職にあることをもって委嘱し、又は任命された任期は、その職にある期間とする。

(会議の運用)

第5条 検討会は、町長が招集する。

- 2 検討会の事務局は、愛南町役場に置く。

(協議事項)

第6条 検討会は第2条の目的を達成するため、協議事項は次のとおりとする。

- (1) 施設の整備に関する課題の把握、意見調整
 - (2) 施設の利活用に関する課題の把握、意見調整
 - (3) 施設に関する計画の検討
 - (4) 施設と四国横断自動車道との連絡方法等の検討
 - (5) 施設と松軒山公園との連携方策の検討
- 2 前項の規定にかかわらず、検討会の協議事項については、その協議の状況に応じて必要と認める事項を追加することができる。

附 則

(施行期日)

この規約は、令和2年7月20日から施行する。